

## 中央区広報PR用ロゴデザインが決定

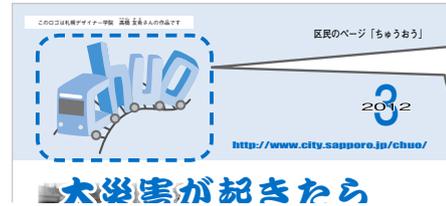
広報さっぽろ1月号で投票を呼び掛けました「中央区広報PR用ロゴデザイン」につきましては、総数327通もの投票をいただきました。

集計の結果、真野すみれさん（北海道造形デザイン専門学校）が制作した右の作品（広報さっぽろ1月号ではB）が最優秀作品に選ばれました。

新しいロゴデザインは、来月号から「広報さっぽろ区民のページ」表紙に登場します。

また、投票に併せて広報さっぽろに対する貴重なご意見・ご感想も多数いただきありがとうございました。

（詳細）総務企画課広聴係 ☎231-2400



ここに  
入ります

大雪が起きたら

## 税の申告はお済みですか!?

住民税（市・道民税）・所得税・贈与税・消費税および地方消費税の相談と申告書の受け付けを下表の通り行っています。お早めに申告してください。

区分	住民税の申告 ※所得税申告済みの方は不要。	区分	所得税・贈与税の申告と納税	消費税および地方消費税の 申告と納税（個人事業者）
会場	中央市税事務所 （北2東4 サッポロファクトリー2条館4階）	会場	札幌中税務署（大通西10 札幌第二合同庁舎） 札幌西税務署（西区発寒4-1）	
期間および時間	3月1日(木)～15日(木) 午前8時45分～午後5時15分 ※土・日曜日は休みです。上記期間以前でも住民税申告の受け付けを行います。	期間および時間	3月15日(木)まで 午前9時～午後5時 ※各会場とも土・日・祝日は休みです。 ※例年、受け付け最終日は大変混雑します。 ※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。	4月2日(月)まで 午前9時～午後5時
詳細	中央市税事務所 市民税課市民税係 ☎211-3914	詳細	札幌中税務署 ☎231-9311 札幌西税務署 ☎666-5111 ※自動音声案内にしたがってお問い合わせください。	

申告の際には、源泉徴収票や社会保険料・生命保険料、医療費などの証明書（領収書）など、申告に必要な書類を忘れずにお持ちください。確定申告書は「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考に自分で作成し、お早めに提出されるようお願いいたします。

※税務署から「確定申告のお知らせ」（はがきまたは封書）が届いている方は、そちらもお持ちください。  
※国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると確定申告書が簡単に作成できます。自動で検算もでき、計算誤りも防止できますので、ぜひご利用ください。さらに「e-Tax」を使うと、作成した申告書データを送信することができます。詳しくは国税庁ホームページを参照してください。

### ●公的年金等を受給されている方へ（平成23年税制改正のお知らせ）

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

◆この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

◆公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関することは市税事務所までお問い合わせください。